

玉野スポーツセンター早朝利用団体規程

(目的)

第1条 この規程は、玉野スポーツセンター（以下「当センター」という。）を利用する団体が、早朝に利用を希望した場合に対応するため、以下のとおり定めることとする。

(対象施設)

第2条 以下の施設をこの規程の対象とする。

- ①陸上グラウンド
- ②球技グラウンド
- ③大体育館
- ④小体育館

(対象団体)

第3条 当センターの該当施設をAM区分に予約しており、準備等のために必要な団体。

第4条 宿泊団体と日帰り団体を対象とし、当日予約は対象外とする。

(対象時間)

第5条 早朝利用についてAM6：30～AM8：30を対象とする。

この時間より早い利用については、対応不可とする。

(早朝料金)

第6条 1時間1施設につき、1,000円とする。

なお、30分単位での料金設定はしないこととする。

(受付)

第7条 当センター事務所にて受付を行い、その後該当施設のカギを担当者へ渡す。

(予約方法)

第8条 早朝利用を予約する場合、原則利用日の2週間前までに当センター事務所へ申し出ること。

職員の出勤体制等により、予約を不可とする場合もある。

(キャンセル)

第9条 早朝利用を予約し、利用日までにキャンセルをした場合については、全額を請求する。

なお、雨天（グラウンドのみ）や天災によって利用ができない場合はキャンセル料の請求はしないこととする。しかし、利用日前日の当センターの営業時間内に連絡が無い場合については、その限りではない。

(注意事項)

第10条 当センターの指示に従わない場合は、当センター長の判断により該当団体の今後一切の早朝利用を不可とする。

附 則

1 この規程は、令和6年11月16日よりから施行する。